

経済マンスリー

[中国]

米中摩擦長期化で問われる民間企業政策の有効性

足元の中国経済の実績をみると、米中通商摩擦激化に伴う対米輸出の大幅減少の割に輸出全体はほぼ前年並みに持ち堪えているようにもみえるが、投資、小売売上、生産等の減速や輸入の顕著な減少をみても内需伸び悩みの長期化は明らかである（第1表）。

こうした中、中国がどのような経済対策を取るかは世界中の関心事となっているといっても過言ではないが、7月の中央政治局会議以降明らかになりつつあるのは、通商摩擦の長期化を念頭に、短期的景気刺激策ではなく、成長力の強化に繋がる経済システム改革の推進を強調していることである。中でも最大の主眼は、経済活動の起点となる企業、取り分け昨年11月の講話で習近平国家主席が明らかにした通り民間企業への支援である。

講話に従い、中央政府・地方政府ともに、①減税、②補助金、③金融支援（金融緩和を含む）などの財政金融政策的ツールに加え、④人材開発支援、⑤研究開発支援、⑥規制改革など民間支援策を拡充している（第2表）。中でも金融支援は講話前から金融当局が注力してきたものであるが、直近でも、9月4日の国務院常務会議で、3月の全人代で打ち出した政策の早期実施と一部拡充という形で、銀行向けの預金準備率の引き下げ（9月16日実施、2018年4月以降6回目、一部都市商業銀行向けに上乘せの引き下げあり）が盛り込まれている（なお、他に職業訓練加速・大規模化等が謳われている）。

但し、現時点では政策効果は目立っていない。預金準備率は昨年春から段階的に引き下げられているが、銀行貸出の伸び率の変動は極僅かであるほか、民間企業の資金調達難の原因であるシャドーバンキング残高抑制も続いている。8月に人民銀行は民間銀行が貸出の際に参照する金利の改革を行っているが、これも実質的な低下幅は限定的に止まっている。加えて、歴史的に民間企業は問題を起こさない限り放任されてきた経緯にあるが、習政権は2期目に入り民間企業「支援」とは別に「管理」も強化する動きをみせており、最近も地方政府による大手民間企業への人材派遣が物議を醸すなど、企業行動の萎縮を招く恐れも指摘されている。米中摩擦という難局だけに民間企業政策の有効性が問われよう。

第1表：中国の主な経済指標の推移

	2019年				
	4月	5月	6月	7月	8月
実質GDP(前年比、%)	6.2				n.a.
輸出(前年比、%)	▲ 2.8	1.0	▲ 1.3	3.3	▲ 1.0
輸入(前年比、%)	4.2	▲ 8.5	▲ 7.3	▲ 5.3	▲ 5.6
固定資産投資(都市部)(年初来、前年比、%)	6.1	5.6	5.8	5.7	5.5
小売売上高(前年比、%)	7.2	8.6	9.8	7.6	7.5
工業生産(前年比、%)	5.4	5.0	6.3	4.8	4.4
製造業PMI	50.1	49.4	49.4	49.7	49.5
非製造業PMI	54.3	54.3	54.2	53.7	53.8
消費者物価(前年比、%)	2.5	2.7	2.7	2.8	2.8
生産者物価(前年比、%)	0.9	0.6	0.0	▲ 0.3	▲ 0.8

(注) 1. 『製造業PMI』、『非製造業PMI』は国家統計局発表の指標。

2. 色掛け部分は、伸び率/指数が前月から低下したものの。

(資料) 中国国家統計局等統計より三菱UFJ銀行経済調査室作成

第2表：政府の主な民間企業支援策

中央政府・金融当局	
中国人民銀行	民間企業支援を目的とした預金準備率引き下げ
国家税務総局	民間企業に対する税負担軽減策
財政部	国家・省レベルの科学技術インキュベーターに対し不動産税、付加価値税を一部免除する税制優遇
雇用当局	民間企業の人材誘致を支援する採用週間を実施
全人代常務委員会	中央・地方の政府各部門に民間企業・中小企業の発展のための法治環境・ビジネス環境の整備を要請
地方政府	
民間企業救済基金の設立	
新規上場企業や店頭市場新規登録企業に奨励金支給	
金融支援(民間企業向け融資増目標の提示、無闇な融資圧縮禁止等)	
税制優遇、納税困難な民間企業の支払い延期、社会保険料率引き下げ	
市場参入規制緩和、行政手続き簡素化等	

(資料) 中国政府資料・各種報道等より三菱UFJ銀行経済調査室作成

照会先：三菱 UFJ 銀行 経済調査室 萩原 陽子 youko_hagiwara@mufg.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊行ホームページでもご覧いただけます。